

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月2日 提出

周南市長 藤井律子

記

1 施設の名称

周南市体験交流施設大津島海の郷

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人大津島研究所

所在地 周南市大字大津島2089番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで